

札幌市立清田小学校 いじめ防止等のための基本的な方針

1. はじめに

いじめは、決して許されないことです。いじめられている子どもが深い傷を負うばかりでなく、いじめている子どもの人生にも暗い影が残ります。

その対応には、保護者や地域の方々・教職員が、子どものいじめに関する課題意識を共有することが大切です。そして、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、未然防止に取り組む姿勢を取り続けていくことが大切だと考えます。

そこで、本校は、いじめ防止対策推進法第2条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針に基づき、いじめの防止等の対策を効果的に実践するために、体系的にまとめた「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定いたしました。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法より）

3. いじめの理解・考え方

いじめは、どの集団でも、だれにでも起こりうるものです。そこで、子どもたちの尊厳が守られ、子どもたちをいじめに向かわせないための未然防止に、全職員で力を注ぐことが有効だと考えます。

本校では、やさしい子・考える子・元気な子を目指す子ども像として、学校経営を進めます。その中で、他の子どもや教師、地域の人との関わり合いを充実させ、互いに高め合い、認め合える子どもを育て、すべての子どもたちが安心・安全な学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的参加・活躍できる学校づくりを目指します。

4 いじめの防止等のための対策

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

管理職 主幹教諭 学びの支援部 特別支援教育コーディネーター 養護教諭 SC
SSW 各学年より1名 月に一度の定例会議を実施する。

* 必要に応じて臨時に小委員会を開催する。

(2) いじめの防止等のための対策

① 未然防止

- 子ども一人一人の居場所がある学校・学級づくり
- 道徳教育等の推進による「心の耕し」
- 「学校生活に関するアンケート」の実施（実施後は委員会会議を開催する。）
- 保護者や地域への啓発（学校だより・学年だより）

② 早期発見

- 子どもの実態把握（学校生活についてのアンケート・チームとしての日常の見取り）
- 相談窓口の明示、相談体制（教育相談・スクールカウンセラーとの相談）の整備

③ 対処

- 以下 5 いじめへの対応 で述べる。

5 いじめへの対応

【組織的な対応】

いじめを発見したり、通報を受けたりした教職員は、直ちに学年、及び「いじめ防止対策委員会」に報告する。速やかな対応が必要なため、組織全員がそろわなくても可能な構成員のみで会議を開催する。その場合定例の会議で再度確認する。

【立場に応じた事実確認】

- ① いじめを受けている子
- ② いじめている子
- ③ いじめを見て楽しんでいる子
- ④ いじめを傍観している子

＊ 立場の違う者同士同席させての事実確認は行わない。

【事情を聞くときのポイント】

- ① いじめを受けている子

→心情を受け止め、励まし勇気付ける。解決へ向けて該当児童の気持ちを尊重する。

- ② いじめている子

→事実確認と並行して、相手の立場に立ち、今後の行動を考えられるよう指導する。

- ③ いじめを見て楽しんでいる子 及び ④いじめを傍観している子

→当事者意識をもたせる、当事者外からの客観的な事実をつかむ【確認すべき内容】

いつ、どこで、誰が、誰に、どんなことを、どのくらいの頻度で、どんなつもりで、どのように受け止めているか、今後どうするか（どうしていききたいか）、等。

【保護者と協働体制で】

いじめの発見や訴えがあった直後から、当事者の子どもの保護者には、きちんとした情報提供をする、事実確認の経過や関係する子どもの心情を伝えるとともに、学校としての指導の見通しを伝えること。

【市教委連絡・他機関連携】

いじめ行為に触法性がある場合や、いじめの背景に虐待等の福祉要因が認められる場合は、当初から関係機関との連携を視野に入れた指導の流れを考える。状況によっては、校長がこの時点で市教委に第一報を入れる。

【見逃しや抱え込みを防ぐため】

いじめの認知や解消は、個人に委ねず、対策委員会が判断する。特に国の方針で定められているいじめ解消の目安である3か月間に至るまで、教職員による見守りと被害児童と保護者面談などを通じて心身に苦痛を感じていないか確認する。

また、いじめに関する情報はICTも活用し、児童生徒ごとにまとめ経年的に把握できるようにする。

6 重大事態への対処

重大事態を感知した場合、学校の「いじめ防止対策委員会」を通じて、ただちに札幌市教育委員会に報告する。

また、児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

※教育委員会は、学校が緊急性が高いと判断した事案やいじめの重大事態につながる事が懸念される事案が報告された場合は、SC SSW スクールロイヤー スクールセーフアドバイザーなどの活用も含めて学校と連携して対応に当たる。

7 保護者の皆様へ（いじめ防止推進法施行にかかわるお願い）

- ① 保護者は子どもに規範意識を養うように指導し、その他必要な指導をする。
- ② 保護者は、子どもからのいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなどの措置をとる。
- ③ ネット上のいじめに対して、保護者は、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。